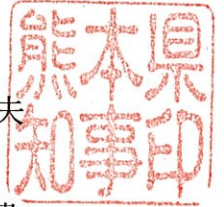


環保第383号

令和3年(2021年)7月26日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価準備書」

についての熊本県知事意見及び留意事項等について(通知)

このことについて、電気事業法(平成9年法律第81号)第46条の13の規定により、別添のとおり環境保全の見地から意見を述べます。

また、適切な文章表現やデータの精度確保等、環境影響評価書を作成する上で留意すべき事項等を別紙のとおり取りまとめましたので、御配意いただきますようお願いいたします。

「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価準備書」についての熊本県知事意見

環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

〔水環境〕

- (1) 調整池からの排水が河川合流地点での水温に与える影響について、予測する必要があるか検討すること。
- (2) 水の濁りの影響の低減や災害防止の観点から、調整池に堆積した土砂は、堆積量に関わらず、梅雨入り前に定期的な浚渫を行う計画とすることができないか検討すること。
- (3) 対象事業実施区域は、熊本地域の重要な地下水かん養域であることから、盛土部以外における雨水浸透施設等の設置により、さらなる地下水保全への配慮について検討すること。

〔その他の環境〕

〈反射光〉

- (1) 植林した樹木の成長によって反射光を遮蔽し、その影響を低減する計画であるが、植林条件や土壌条件等によっては十分な成長が期待できない場合がある。このことから、樹木の成長が不十分な場合は追加の対策を検討すること。

〔動物・植物・生態系〕

〈植物〉

- (1) 改変区域に生育している重要な植物において、一部の個体が消失すると予測されているものについては、種子の採取や類似した環境への移植等の適切な環境保全措置を検討すること。

〔景観・人と自然との触れ合いの活動の場〕

〈景観〉

- (1) 対象事業実施区域周辺には、阿蘇外輪山等の雄大な景観資源が存在していることから、太陽光パネルや付帯設備等の色彩の検討にあたっては、景観に調和したものとなるよう努めること。